

審 議 結 果 速 報

(令和6年3月22日)

陳 情 6 年 地 域 第 5 号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和6年2月定例会

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-5 (R6.2.19)	地 域	企業・団体献金の廃止を求める意見書の提出について	不 採 択 (R6.3.22)
▶陳情事項 国に対し、企業・団体献金の廃止を求める意見書を提出すること。			

▶所管委員長報告（R6.3.22本会議）会議録暫定版

法に基づいて当該政治団体などの責任の下に適切に取り扱われるべきものであり、本県議会として国への意見書提出が必要とは考えられないため、「不採択」と決定しました。

▶陳情理由

いわゆる「政治と金」、パーティー券収入の政治資金収支報告書への不記載という裏金問題が世間をにぎわしている。政党はいま、政治資金パーティーのみならず、政党助成金や企業・団体献金によっても、多額の収益を得ている。

企業が政党に献金を行い、それに有利な政策を進めようとするのは、言い方を変えれば賄賂のようなものである。このような官民の癒着をなくすには、企業・団体献金の廃止が不可欠である。

政治家個人の資金管理団体への、企業からの直接の寄付については、平成12年1月より禁止がされた。ただ、議員が代表を務める政党支部への献金は規制されていない。結局、そこからの支援金を通じ、議員個人に「迂回献金」ができる現状がある。

本当に、企業等のしがらみのない、国民本位の政治のためには、企業団体献金の廃止は必要不可欠であり、企業団体献金の廃止を求める意見書を国に提出いただきたく、陳情するものである。

▶提 出 者

足羽 佑太 （倉吉市）

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

地域社会振興部（市町村課）

【現 状】

- 1 政治資金規正法（以下「法」という。）においては、「会社、労働組合（中略）、職員団体（中略）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。」と規定されている。（法第21条）
- 2 会社、労働組合等の団体のする政治活動に関する寄附については、平成6年の法改正において、政治資金の調達を政党中心とするため、また、政治と金をめぐる国民世論の動向等にかんがみ、政党及び政治資金団体並びに資金管理団体以外の者に対するものは禁止することとされたが、さらに平成11年の法改正により、資金管理団体に対するものも禁止することとされた。（逐条政治資金規正法第21条関係）

【県の取組状況】

選挙管理委員会において、法の定めに基づき、所管する政治団体の会計責任者から毎年提出される政治資金収支報告書の受理・公表・保存・閲覧等の事務を行うとともに、政治団体の関係者を対象とした政治団体関係者研修会の開催等を通じて、法第21条の規定を含めて、法に基づく寄附の質的制限・量的制限の内容の周知を図っている。